

豊島区景観計画 色彩基準の変更について

豊島区景観計画では、景観まちづくりの目標を実現するため、景観法に基づき、景観計画区域である区内全域を一般地域に、また、特に、自然、歴史・文化、にぎわいなど地域の個性を生かして景観まちづくりを重点的に推進する地区を「景観形成特別地区」に指定し、地区特性に応じた景観形成基準を設けている。

また、景観法の「届出制度」に基づき、景観形成に影響を及ぼす一定の建築等の行為については、届出対象基準を設け、行為に着手する前に事前協議をし、景観計画に適合した内容であるかを確認している。

しかしながら、景観計画策定から3年が経過し、事前協議・行為の届出件数も増加し、景観に対する意識の醸成の成果も見られるようになってきた反面、より豊島区内の実状や運用に沿った計画への変更の必要も出てきたため、景観計画一部改定に向け検討していきたい。

◆ 屋根色について ◆

●色彩基準における面積比の考え方（豊島区景観計画 p.121）

本計画では建築物等の色彩について、届出対象に応じて適切な面積配分を設け、マンセル値による色彩基準を設定するとともに、周辺との調和を図ることとしている。

- | | | |
|-------------------|---|---------------------------------|
| 1) 基本色 4/5 以上 | } | 明度4未満の暗い色は、
全て強調色又はアクセント色となる |
| 2) 強調色 1/5 まで | | |
| 3) アクセント色 1/20 まで | | |

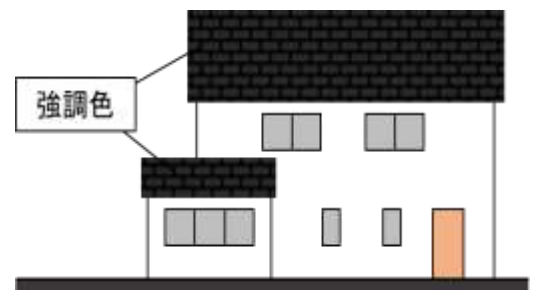
※強調色とアクセント色合わせて1/5 まで

●一般地域の色彩基準

○勾配屋根は、屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算するものとし、周囲から突出せず、落ち着いた色彩を基準とする。

※景観形成特別地区で別途屋根色の色彩基準を定めている地区もあり、この一般地域の考え方は屋根色を定めていない地域においても同様の考え方である。

また、別途屋根色の色彩基準を定めている地区においても、その範囲を逸脱する色彩を使用する場合には、色彩基準における面積比の考え方を適用することとなる。



◆ 問題点 ◆

現在多くの屋根で使用されている屋根材の殆どは明度 4 以下の暗い色である。

これは、本景観計画の色彩基準における強調色又はアクセント色にあたり、戸建住宅や平屋の店舗等で、勾配のある屋根を一般的な屋根材を使用して計画すると、色彩基準における面積比の考え方から、色彩基準違反となってしまう事案が多く考えられうる。

よって、現行の色彩基準が現状にあった適切であるとは言えない。

(参考) 一般的な屋根材のマンセル値

素材	主なマンセル値(色相:明度:彩度)		
	色相	明度	彩度
瓦	5YR~5Y、N	2~4	1~2
スレート	0YR~5YR、N	2.5~3.5	4~0.5
ガルバニウム鋼板	5GY~5G, 5BG~5PB	2.5~5	0.3~3
屋根用塗材	5G~5YR	1.5~5	0.5~3.5

◆ 豊島区景観計画 色彩基準変更 (案) ◆

上記問題点を解決するため、一般地域ならびに屋根色を定めていない特別地区について、屋根色を設定する。

但し、現在屋根色を定めていない特別地区は、池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区のみであり、当該特別地区については別途変更計画検討中であるため、今回は一般地域の色彩基準の変更とし、今後、新たに景観形成特別地域が制定される場合には、屋根色について基準を設けることとする。

[変更案の考え方]

○低層(3階建程度まで)の戸建住宅や平屋店舗を想定した一定規模未満の建築物については、外壁と勾配屋根はそれぞれで考え、屋根は定められた屋根色の範囲内に収めてもらうようにする。その場合、屋根面は外壁の色彩面積割合計算の対象とせず、外壁の見付面積のみで強調色/アクセント色の使用割合を計算する。

(メリット)

- ・外壁基本色とは異なる基準を設けることで、勾配屋根を用いる建築物の色彩計画の幅が広がる。
- ・小規模建築物で奇抜な色を屋根に使用することに対して指導が可能となる。

(問題点)

- ・屋根色は非常に多様であり、一概に基本色を設定しづらい

○同じマンセル値でも素材で見え方が異なる。また、例えば赤い瓦が豊島区に適しているか否かというような議論や、一見個性的な色でもそれが幾つかまとまれば、それが特徴である街並みになることも屋根色の設定の際には考慮が必要であるため、明度と彩度の上限のみを設ける。

⇒ 現在、屋根色（勾配屋根）を設定している景観形成特別地区よりも緩和した色彩基準とする。



[変更後の景観計画（案）]

P122 ④一般地域 1) 色彩景観形成の考え方

(現行)

○勾配屋根は、屋根面の立ち上がりを外壁を含めて面積割合を計算するものとし、周囲から突出せず、落ち着いた色彩を基本とします。



(変更案)

○高さ 10m未満の建築物における勾配屋根については、周辺の景観から突出しないように明度や彩度を抑えた色彩を用いることとします。屋根色を黒色とする場合は、黒すぎないように「いぶし瓦」程度を用います。

また、高さ 10m以上の建築物については、周囲から突出せず、落ち着いた色彩を基本とし、屋根面の立ち上がりを外壁を含めて面積割合を計算するものとし、

〈色彩基準〉

基準の適用部位・面積	色彩の分類	色相	明度	彩度
外壁基本色	無彩色	N	4 以上 8.5 以下	—
	有彩色	0 R~4.9YR	4 以上 8.5 未満	4 以下
			8.5 以上	1.5 以下
		5.0YR~5.0Y	4 以上 8.5 未満	6 以下
			8.5 以上	2 以下
		その他	4 以上 8.5 未満	2 以下
8.5 以上	1 以下			
強調色	無彩色	N	9.25 以下	—
	有彩色	0 R~4.9YR	—	4 以下
		5.0YR~5.0Y		6 以下
		その他		2 以下
屋根色 (勾配屋根)	無彩色	N	6 以下	—
	有彩色	0 YR~5.0Y ※現行特別地区	6 以下	4 以下
		5.0YR~5.0Y		2 以下
その他		2 以下		

◆ 今後の予定 ◆

・色彩基準の変更（屋根色の設定）について、12 月に審議会にて検討いただき、令和 2 年 1 月～2 月にかけてパブリックコメントおよび説明会を実施し、その後令和 2 年 3 月に審議会に諮る予定。